

2017年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第17号](#) 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 小中学校におけるプログラミング教育への支援を求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 責任ある避難計画が策定され、核廃棄物の処理方法が決まるまでは、大飯原発3、4号機の再稼働を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) テロ等準備罪の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 北朝鮮への軍事・経済の圧力優先でなく、国際社会との協力で対話による解決に取り組むことを求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 核兵器禁止条約の批准を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 社会保障の財源を十分に確保して制度を拡充することを求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 実効ある受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 地球温暖化対策税の拡充と林業に対する支援強化を求める意見書

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

【公明提案】

喫煙が肺がん、喉頭がん、胃がん、循環器疾患や呼吸器疾患などに因果関係を持つことは広く知られているところであるが、受動喫煙による健康被害も見過ごすことはできない。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会は、受動喫煙について、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることを報告した。さらに、国立がん研究センターも、受動喫煙による死亡者数を年間約 15,000 人と推計するなど、受動喫煙による深刻な健康被害が明らかになっている。

受動喫煙の防止に向けては、たばこの煙がもたらす健康被害を周知・啓発することが最も重要ではあるが、世界保健機関（WHO）によれば、我が国の受動喫煙防止対策は最低レベルとされており、国民の健康を守るためには、周知・啓発に加え、法的規制も含めた受動喫煙防止対策が必要である。

加えて、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えている現在の状況においては、受動喫煙防止対策の取り組みを強化し、世界最低レベルとされる現状を脱することには大きな意義がある。国際的な受動喫煙に対する考え方に鑑みれば、国際社会に受動喫煙防止対策や取り組みの姿勢を発信し、認められることは、東京オリンピック・パラリンピックのイメージアップに向けて必要不可欠であり、この点を踏まえても規制の強化を急がなければならない。

よって、国及び政府においては、下記の事項に配慮の上、受動喫煙防止対策のために健康増進法を改正するよう、強く要望する。

記

1. 受動喫煙防止対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める WHO たばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドラインを十分考慮すること。
3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙防止対策を講じること。
4. 各自治体の路上喫煙禁止条例などとの調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の 推進を求める意見書（案）

【公明提案】

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかし、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、森林保全に関して厳しい情勢にあるほか、森林吸収源対策や担い手の育成などに取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組みなどについて総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、森林が多く所在する山村地域の市町村が持続的に森林整備を行い林業が成長産業として成り立つことができるよう、森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を主体とした独自に課税している森林環境税などとの兼ね合いについても調整を図ること。
2. 森林環境税（仮称）の創設までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
3. 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
4. 本格的な利用期を迎えた我が国の森林資源について、新たな森林の管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、新たな木材需要の創出と拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）

【公明提案】

食品の衛生管理については、国際標準であるHACCPが先進国を中心に義務化されているが、我が国においてはHACCPの導入が遅れている。

HACCPは、食品の安全管理に有効であり、その導入により食の安全性のさらなる向上が期待されるが、農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売り上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下である。

こうした現状と、東京オリンピック・パラリンピックに向けて食品管理を国際標準に合わせる必要があることから、厚生労働省は、HACCPによる衛生管理の制度化など、食品衛生規制の見直しを進めているが、現状では多くの課題がある。

まず、事業所においてのコストの問題がある。HACCPの実施には、一定の費用がかかることから、小規模事業者においては大きな負担となるおそれがある。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもあり、全ての業種にHACCPを導入するには各条例等との整合を図らなければならない。

さらに、HACCPの導入のほかにも、食品衛生管理の国際標準化を進めるためには、解消すべき課題がある。

一つは、食品用器具及び容器包装の課題である。欧米などで使用が禁止されている物質を含む器具や包装が使用されていても、個別の規格基準を定めない限りは直ちに規制することができない。

加えて、厚生労働大臣または都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収などを行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。これでは流通した食品などが国際標準に適合したものであったかを確認できない。

以上のように、課題は多いが、食の流通が多様化、国際化する現状において、食の安全の確保、食品輸出の拡大等を図るために食品衛生管理の国際標準化は、避けては通れず、早急にこれらの課題は解消されなければならない。

よって、国及び政府においては、食品衛生管理の国際標準化のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取り組みを進め、衛生管理を「見える化」すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況などを踏まえ、小規模事業者などに十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取り組みを進めること。
3. 全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直し

しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。

4. 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米などとの整合性を図ること。
5. 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

小中学校におけるプログラミング教育への支援を求める意見書（案）

【公明提案】

インターネットの単なる普及にとどまらず、モノがインターネットとつながる I o T の活用分野の拡大、自動車の自動運転も可能とする A I 技術の開発など、近年における I T 技術の発展は著しく、第四次産業革命とも呼ばれ大きな転換期を迎えている。

こうした中情報活用能力を備え創造性に富んだ人材の育成は世界的共通課題となっており、2016年に経済産業省が発表した I T 人材の最新動向と将来設計に関する調査結果によると、2016年時点で先端 I T 人材不足数は約 15,190 人、2020年には最大で約 47,810 人が不足すると試算されており、我が国においてもグローバルに活躍する人材を育成する上で、I T スキルの向上に資する施策は不可欠なものになっている。

2020年に小学校におけるプログラミング教育が必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会は、人材育成、指導内容等について独自に試行錯誤を繰り返しているが、どの分野に重点を置きいかなる人材を養成すべきかが課題であり、地域間の教育格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとするのが求められる。

また、一般家庭における I T 機器の普及により、児童・生徒たちは過去の家庭と比べ I T 機器に触れることが珍しくない中で、教員には、初等中等教育段階におけるプログラミング教育の推進を促進するための高い技能が求められる。

しかし、近年、特に顕著となっている教員の負担増に拍車をかけることが懸念されるため、外部人材の活用が出来るよう、人的あるいは財政的支援が必要となる。加えて、自治体に委ねられてきた小中学校における I T 機器の整備は、自治体の財政状況により I T 機器の導入や整備に差が生じていることから、プログラミング教育において指導上必要となる機器の整備などに対しても財政措置が求められる。

よって、国及び政府においては、下記の事項の早急な対策を講じるよう強く要望する。

記

1. 早期にプログラミング教育の指導概要について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、また、自治体間格差を是正するためにも十分な財政措置を行うこと。
3. 自治体での適正な人員配置が困難な場合、外部人材の積極的な活用や、広域対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

責任ある避難計画が策定され、核廃棄物の処理方法が決まるまでは、大飯原発 3、4 号機の再稼働を行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

本年 5 月、6 月の高浜原発 3、4 号機の再稼働に続いて、大飯原発 3、4 号機が来年早々にも再稼働されるとの報道がなされている。

国ではエネルギー基本計画を見直す議論が経済産業省の審議会で 8 月から始まった。同計画は電気など国民生活や産業の基盤となるエネルギー需給の基本となるもので、ほぼ 3 年に一度見直されている。安倍政権が 2014 年に閣議決定した現計画では、原発を「エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」と位置づけ、将来も推進するとしている。今回の見直しでも政府は、骨格は変えないと表明している。

また、原発の使用済み核燃料（核廃棄物）の処分について、日本列島は 4 つのプレートがぶつかり合う地殻変動が活発なところで、日本学術会議では地層の変動やガラス固化体の劣化など、千年・万年単位にわたる不確定なリスクが存在するため、課題が多いこと、また、このリスクを避けるためには比較的長期にわたる暫定保管という処分方法が有力な選択肢であると回答している。原発を稼働させる限り危険な核廃棄物は増え続け、これ以上将来世代に押しつけ続けることは許されないし、核廃棄物の処理方法が決まるまでは再稼働すべきではない。

そもそも原発の再稼働については、国民の 6 割が原発の再稼働に反対し、原発に依存しない社会の実現に向けたエネルギー政策の推進を求めている。国民の声に応え、国民の願いに逆行するエネルギー政策を根本から改める議論が必要である。

また、原発の再稼働に当たっては、少なくとも責任ある避難計画が策定されること、核廃棄物の処理方法の確立が決まることが前提であるが、現段階ではこれらの条件は満たされていない。

よって、国及び政府においては、多くの国民の願う原発のない社会の実現に応えるため、責任ある避難計画が策定され、核廃棄物の処理方法が決まるまでは、大飯原発 3、4 号機の再稼働を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

テロ等準備罪の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、世界で頻発するテロ事件を受け、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、テロ対策の強化に向けた主な取り組みとして、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の早期成立によるテロ等準備罪の創設を行った。

国会での審議において、テロ等準備罪は内心の自由を侵すものであり、憲法が保障する思想・良心の自由を侵し、国民監視社会へ道を開くものではないかなど国民の懸念や疑念、不安が指摘されてきた。

政府の説明では、テロ等準備罪について一般人や市民団体が対象になることはないとしていたが、「組織的犯罪集団」や「準備行為」など定義が曖昧で、具体性に欠けており、さらには国民のプライバシーを十分保護する仕組みがないどころか、恣意的に運用され、思想や内心の自由が侵害される監視社会になる危険性がある。

国際連合人権理事会が任命した、国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏が、「広範な適用範囲により、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と警告を発し、法案を成立させることは正当化できないとする質問状を安倍首相に提出し、回答を求めていたが、菅官房長官らはこの書簡を不適切なものとして扱い回答していない。

そもそもテロ等準備罪がないと国際組織犯罪防止条約（TOC条約）が締結できないという日本政府の主張には、国際的にも疑義が寄せられており、同条約の締結手続に関する国連立法ガイドを執筆したニコス・パッサス教授は、「この条約の目的は、テロのような政治犯対策ではない。この条約は経済的利益や物質的利益を目的とする犯罪のためのものであり、東京オリンピック・パラリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロ等の犯罪に対して現在の法体系で対応できないものは見当たらない」と述べている。このことからテロ等準備罪がなくても、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）締結が可能なのは明らかである。しかし、参議院では法案審議の中心である委員会の採決を省き、本会議において中間報告という異例の手段で採決を行った。これは民主主義の根幹を揺るがす暴挙であり、国民の理解など得られるはずがなく、不安や疑念をさらに広げただけである。

よって、国及び政府においては、テロ等準備罪を速やかに廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北朝鮮への軍事・経済の圧力優先でなく、国際社会との協力に対話による解決 に取り組むことを求める意見書（案）

【共産党提案】

北朝鮮は2017年9月3日、6回目の核実験を強行し、大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載の水素爆弾の実験を成功させたと主張している。

北朝鮮の核実験は、弾道ミサイルの発射とともに、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であり、累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。また、国際社会が追求している対話による解決に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択など核兵器のない世界を目指す世界の趨勢に逆らうものである。こうした北朝鮮の暴挙を糾弾するとともに、強い憤りをもって抗議する。

今、最大の危険は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図に反して、偶発的な事態によって軍事衝突が引き起こされる可能性が高まっていることである。万が一そうした事態が引き起こされたならば、日本にも深刻な被害が及ぶことが想定される。多くの犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避しなければならない。

8月29日の国連安保理議長声明は、対話を通じた平和的で包括的な解決を加盟国に呼びかけている。特に日本政府においては、対話否定論に固執する態度を改め、今こそ対話に踏み切るべきだということを、米国政府に説得する必要がある。

よって、国及び政府においては、「対話のための対話では意味がなく、今は圧力をかけていくことが必要であることを確認した」として軍事・経済の圧力一辺倒を強める米朝両国の姿勢を改め、直接対話を促し、平和的・外交的な手段で北朝鮮の核・ミサイル問題を解決するために可能な、あらゆる手だてをとることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書（案）

【共産党提案】

現在、厚生労働省の社会保障審議会では2018年4月の介護報酬改定に向けた議論が進められており、議論の中で要介護高齢者の自立支援で成果を上げた介護サービス事業所へより多くの報酬を支払うよう、仕組みを見直す方針を固めた。例えばサービス利用者が訓練などによって排せつや着替えなど日常生活動作ができるようになり、要介護度が改善した場合、介護事業所の報酬を増やし、一方で自立支援に消極的な通所介護の報酬は引き下げる仕組みである。このようなやり方では、適切なサービス提供にはならず、要介護度の無理な引き下げや自立支援を押しつける動きが強まるのではないかと懸念するものである。

また、2017年5月の改定介護保険法は、自立支援に向けた介護保険者機能の強化を図るとして、自立支援につながる成果を上げた市町村に財政的な優遇措置を講じるとされている。つまり要介護度を改善させた自治体を財政支援する財政インセンティブを導入するということである。既に大阪府大東市などでは新総合事業導入に当たり、国の方針を先取りし、要介護利用者を介護サービスから卒業させ、一定の条件を満たすと卒業加算として報酬アップが受けられる仕組みがつけられた。その結果、介護サービスからの追い出しを強要し、必要なサービスが削られる深刻な状況が報道されており、こうした動きは全国的にも同様の問題が発生するのではないかと心配されるところである。

介護報酬については2015年4月に過去最大規模、2.27%もの引き下げが行われたことにより、介護事業所の倒産が過去最高になるなど、事業所の運営に大きな影響を及ぼした。また介護事業所の職員の処遇改善も進まず、必要な職員数の確保もできないのが実態である。介護の基盤整備と介護事業所の経営の安定化を図ることのみならず、介護の担い手の増加、介護の質の向上、介護事業所の離職者を減らし、利用者や市民に安心をもたらすためにも、介護報酬の引き上げは必要不可欠である。そもそも、介護保険法は、介護サービスが必要な人が人としての尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としていることから、介護報酬の改定は、利用者に必要な介護が充分行き届くよう質と量を高めることを目指すべきであり、介護報酬改定の目的が社会保障費抑制のためであってはならない。

よって、国及び政府においては、介護保険法の目的を果たすために、安心できる介護の実現を後押しする、介護報酬の抜本的な引き上げを行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

【共産党提案】

今年 7 月 7 日、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、ニューヨークの国連本部で開かれた国連会議で 122 カ国の賛成により採択された。

核兵器禁止条約は前文で 2 カ所にわたり「ヒバクシャ」という言葉を明記し、被曝者の苦難と未来への役割について言及している。核兵器の残虐性、非人道性を、長年発信してきた広島・長崎の被曝者の活動が、多くの政府の代表者を動かし、人類史上初めての核兵器禁止条約の採択に結実したのである。

条約が、被曝者とともに、核兵器廃絶へ進む意思と力を示し、国連加盟国の 6 割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立したことを意味する。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も政治的・道義的な拘束を受けることになる。

しかし、禁止条約の採択は、長年必要性を訴えてきた被曝者に大きな希望を与えたが、同時に、唯一の被曝国である日本政府が交渉にさえ参加しない態度を取り続けたことは、核兵器禁止条約締結のため努力する国々や被曝者に大きな失望を与えた。

日本政府は、人類と核兵器は共存できない、生きていううちに核兵器の廃絶を、という被曝者の訴えに応え、唯一の被曝国として、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くすべきである。

9 月 20 日から各国による核兵器禁止条約の署名が開始され、批准国が 50 カ国に達し、90 日後に条約が発効される。よって、国及び政府においては、核兵器禁止条約の発効に向け、一日も早く批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

社会保障の財源を十分に確保して制度を拡充することを求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は、2018 年度政府予算案で社会保障関係費抑制を早々に打ち出している。7 月末の各省庁の予算要求の際のルールとなる概算要求基準を閣議決定し、そこでは社会保障費の伸びを 5,000 億円程度に抑える目安を 2018 年度予算でも堅持する考えを示した。

2017 年 8 月から 70 歳以上の被保険者に対して国民健康保険及び社会保険の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられ、介護保険でもサービス利用者的高額介護サービス費の自己負担限度額と、現役世代が負担する介護保険料が大手企業会社員や公務員を中心に年収に応じて引き上げられている。さらに、国民健康保険の都道府県単位での運営の開始、生活保護費の見直し議論も進められるなど、2018 年度は医療、介護、障害者福祉など多くの分野で報酬やサービスの改定が行われる見込みである。国民の暮らしを支えるためには、医療や介護などの分野で財源を十分に確保し、社会保障制度を充実させることが必要であるが、社会保障関係費抑制のみを念頭に置いた政府の姿勢は国民の願いに反している。

国民健康保険料が高くて払えない被保険者や、介護サービス利用料の負担が重く利用を減らした世帯など、地域では必要なサービスが受けられず、社会保障の充実を求める声が高まっている。その一方で、声をあげることもできない者の孤立死や介護殺人など痛ましい事件も後を絶たない。

国民生活基礎調査では、全世帯中 56.5%が生活が苦しいと答えており、これ以上医療や介護の負担が増えることは国民の生活をさらに困窮させることとなる。このように、暮らしの実態を無視したやり方は到底許されない。

よって、国及び政府においては、国民の暮らしを支える社会保障の財源を十分に確保して制度を拡充することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

実効ある受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書（案）

【共産党提案】

受動喫煙については、肺がんや乳幼児突然死症候群（SIDS）、虚血性心疾患等のリスクを高めるなど健康に悪影響を与えることが科学的に危険因子であるとされている。

このため我が国では、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康増進を図る観点から、健康増進法及び労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとされた。

しかしながら、受動喫煙の防止が2003年に健康増進法の努力義務とされてから10年以上が経過しているにもかかわらず、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く、努力義務としての取り組みでは限界があり、受動喫煙防止対策は十分とは言えない状況にある。

また、我が国は、2019年にラグビーワールドカップ、その翌年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えているが、日本を除く近年の競技大会開催地及び開催予定地は、公共施設や職場での喫煙に対して罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っている。世界保健機構と国際オリンピック委員会がたばこのない五輪を共同で推進していることに鑑みれば、我が国においても国際社会に受動喫煙防止対策や取り組みの姿勢を発信することが必要である。

こうした状況を踏まえれば、我が国は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結国として、国民のさらなる健康増進のために望まない受動喫煙から完全に解放される社会の実現に早急に取り組まなければならない。

よって、国及び政府においては、健康増進を図る観点から完全禁煙を基本とした実効ある受動喫煙防止対策の法制化と以下の項目に速やかに取り組むことを強く求める。

記

1. 受動喫煙防止対策を強化するために、完全禁煙を目指し例外・特例を設けないこと。
2. 東京オリンピック・パラリンピック等を契機に日本の受動喫煙防止対策をこれまでのオリンピック・パラリンピックの開催国と同等水準にするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とすること。
3. 義務違反者に対しては、勧告、命令等を行い、それでもなお義務に違反する場合には罰則を適用するなどの検討を行うこと。
4. 関係者の意見を踏まえ、調整しながら対策を検討すること。
5. 施設の管理者等への準備から実施までの十分な周知期間を確保した上で、できるだけ早期に実施できるよう作業を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地球温暖化対策税の拡充と林業に対する支援強化を求める意見書（案）

【共産党提案】

国土面積の 67%を占める森林は、再生産可能な木材の供給とともに、中山間地域の維持と国土・環境の保全、水資源の涵養、生物多様性の保全など、国民生活に不可欠な役割を果たしており、とりわけ、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止や低炭素社会の実現にも欠かせず、今後、我が国は、森林の持つ公益的機能を持続させていくための取り組みを早急に進めていかなければならない。

政府は、平成 28 年度税制大綱の中で、森林吸収源対策として、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の実態に即した国産材の生産・加工・人材確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源を確保するため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みとして、森林環境税（仮称）の導入を検討するとしている。

しかし本来、地球温暖化対策のためには、まずは環境に関わる全ての分野で大企業の製造責任・排出責任を厳しく問う環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産・使用している企業の責任と負担を明確にするべきであり、それを行わずに国民に等しく地球温暖化対策の負担を求めることはすべきではない。

我が国では地球温暖化対策強化のため、二酸化炭素の排出抑制に資することを目的に 2012 年に地球温暖化対策税を導入している。地球温暖化対策税は、原油、石油製品、天然ガス、石炭といった全ての化石燃料に対して二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せするものであり、その税収を省エネルギー対策、再生可能エネルギーの普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源の二酸化炭素排出抑制に係る諸施策の着実な実施に活用するため、2012 年 10 月から 3 年半かけて税率を段階的に引き上げてきた。しかし未だ不十分なものととどまっている。

地球温暖化対策として行うべきは、国民に負担が伴う森林環境税（仮称）の導入ではなく、この地球温暖化対策税の拡充である。

加えて、今後の地球温暖化対策として健全な森林の育成・保全に取り組むには、その担い手となる林業従事者を取り巻く環境の改善を図る必要がある。現在の林業経営は、従事者の高齢化や後継者不足、また、外材依存による木材価格の低迷などによりその経営が非常に厳しいものとなっているが、今後の森林保全を考えれば、外材依存の加工流通体制を改め、新たな流通体制を構築し、山村地域の基幹産業として林業を再生させなければならない。

こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策税を拡充し、その使途として林業再生に係る支援施策を位置づけるべきである。

よって、国及び政府においては、地球温暖化対策税を拡充し、それを財源として健全な森林の育成・保全、林業の再生を支援する施策を充実、強化することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。